

レポート

～11月8日

徳島県小松島市

主なテーマ

- ・議会改革について
- ・政策法務（任期付職員（法曹有資格者））について
- ・ふれあい行政出前講座について

◎ 小松島市

○ 目的

徳島県小松島市では、同市の「議会改革」、「政策法務（任期付職員（法曹有資格者）」、「ふれあい行政出前講座」を研修項目として各事業の取り組み状況を調査事項とした。

今回の研修を機に、日の出町が取り組んでいる関連事業や今後の事業展開に対して、どのように役立たせるか参考とするため視察を行った。

1 議会改革について

小松島市議会は、平成19年に議会改革の検討を始め、翌20年3月に特別委員会を立ち上げ、21年3月定例会で「議会基本条例」を制定させました。制定後、議会では様々な改革が行なわれている。

主なものとしては、「決算審査方法の改善提案」、「既設常任委員会の組織改革」、「特別委員会の年度毎の報告書の義務付け」、「議会の通年会期制」など多岐にわたっている。

その顕著な例として、議会改革の検討が始まった19年に、当該年度の「決算審査」において議会として始めて事務事業（24事業）の評価を行い、評価書を市長に提出したということである。

それに対し、市長からは「予算反映等改善書」が委員会に提出されている。以来、年度毎に「事務事業評価議会抽出事業」をまとめ「事務事業評価シート（議会用）」と併せて、「議会評価意見書」を市長に提出している。



所感

このように、一連の改革は、そのまま市の行財政改革に直結するとの認識で取り組んでいる気概が伝わってきました。

各種事業を市民の視点で提言して行く姿勢は、まさに議会の原点そのもので大いに役に立ちました。

尚、小松島市議会の議会改革の取り組みの中に「議会報告」、「問一答」、「予算審査における重要政策説明」などがありますが、これらは日の出町議会の改革においても既に実施している。

2 政策法務（任期付職員（法曹有資格者））について

政策法務室の27年度実績（仕事内容と成果）

- ・法律相談 28件（税務課他13課から依頼票提出されたもの、ほかに約30件の口頭による法律相談実施）
- ・各種委員会活動 ①債権管理、回収検討委員会（27年3月に債権管理条例制定、債権管理、回収マニュアルを作成し道筋つけた） ②公平委員会（法務室を事務局とした）
- ③例規審査委員会（委員会にて法的観点から質疑） ④ハラスメント防止対策委員会（裁判例の紹介、人権教育講師）
- ・各種裁判 ①市内事業者に対する建物収去土地明渡請求事件等（3年間に4件の裁判実施） ②元職員に対する損害賠償請求事件（1件）
- ・その他 ①論文・書籍執筆（改正行政不服審査法の実務対応他） ②研修講師（当市の各種研修や、全国市町村国際文化研修所、日本経営協会等で改正行政不服審査法についての講師を実施）
- ・当市での不服審査、情報公開請求との関わりについて ①当市では不服審査事案が発生していない

①この回答であった。
②情報公開事案については、担当課長で判断つかない場合相談にのっている。

所感

職員の法律知識、取り組み姿勢が大きく改善され、有効な取組になっている。特に債権回収等については、条例化や業務の道筋がつけられたなど本質的な改善になっているようである。著名な弁護士さんを室長に頂いて、新人教育の一端から、行政法に関わる全国的な講師を務めて頂く等、目を見張る内容であった。

自治体の特徴や法曹有資格者の「人となり」によって大きく取組が変わってくる。普段からの準備が不可欠である。

3 ふれあい行政出前講座について

年間1〜2回程度が行われ、平成24年からは要綱を定めて、交渉や要望を聞きする場ではないことを申込書にも明記し、市長や職員等を講師派遣して市政に関する説明や意見交換を行っている。講座内容は多義にわたっているが、今年度は防災についての講座を開催していた。出前講座は、

所感

我が日の出町でも、町長室で町長とひとつばなし等を行っているが、職員にも市民の意見を伺える場があることは施策を運営する立場としてニーズを的確にとらえることができ、また生きた現実的な施策を積み重ねていく事が出来ると考えられる。広報広聴活動の一つの手法として大変に参考になるものであったと考えられる。

